

大阪府指定出資法人評価等審議会（第9回）

- と き 令和5年 11 月 14 日（火曜日） 10：00 ～12：00
- と ころ Web 開催
- 出席者 新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
上野山 達哉（大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
山田 美智子（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
- 議 事 1. 人的関与ポストの廃止について
2. 役員報酬制度について

（1）人的関与ポストの廃止について

資料1に基づき、事務局より説明

委員：公募の例外規定について、例外事由①の例示として「価値観・歴史観や思想に偏ることなく常に中立かつ公正な観点からの事業運営を行うことが求められているが、価値観・歴史観は個人の内心の問題であり公募手続きにおいて判定が困難な場合」とあるが、あらかじめ例外となる法人を決めておくのか。

事務局：あらかじめ決めておくのではなく、実際に法人が例外規定を適用したい場合に、その都度、審議会に意見を聴く。

委員：公募の例外事由①について、適用の判定が難しいように思う。「内心の問題だから例外」ということをどう判断するのか。曖昧な例外規定の要件と思う。

委員：いくつか疑問がある。

1点目は、人的関与ポストの廃止の背景について、「定年年齢の引上げにより従来 OB となっていた職員が庁内に留まることとなる」という記載があるが、従来、府 OB を推薦していたポストに、現職職員を推薦するという選択もあるのではないかと。

2点目は、参考資料 3「大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（令和4年 11 月）」に公募の応募者の人数が記載されており、応募者数が少ないが、公募として運用していく上で大丈夫なのか。

3点目は、先ほど別の委員からも質問があったが、例外事由①の例示について、ポストが個人の価値観・歴史観に関わり、公募手続きでその判定が絶対必須になるということであれば、そのポストをあらかじめ明示することが必要と考える。

4点目は、「4 指定出資法人の役員ポストへの現職職員の派遣について」は、例外事由のような整理がなく違和感がある。府の指定出資法人でもあり、府が大いに関わるべきだと思うが、手続き的なところがよく分からない。

5点目は、「3（2）公募の例外規定の適用について」の本文に、「協議に同意」と記載されているが、協議することに同意をすることなのか、協議をして協議の結果に同意をすることなのか曖昧であり、明確にしていきたい。

事務局：1点目について、資料1の2ページ目の上段に参考として掲載している「令和5年度当初 職員年齢構成（一般行政職）」で示しているとおり、現職職員についても、今後、人的関与ポ

ストを担うことができる適任者が少なくなっていくため、府 OB の代わりに現職職員を推薦することも難しい状況となる。

2 点目について、応募者数が少ないことについては、以前より当審議会から意見をいただいております。法人の公募に際しては、府においても報道提供を行い、周知しているところ。人的関与ポストを廃止し、公募を実施するにあたり、引き続き、応募者が増えるよう取り組んでいく。

3 点目について、ポストを指定するのではなく、法人が府 OB も選考対象として役員を公募するときに、例外事由①～③に該当するときは、公募によらず選任できるというものであり、その都度判断して、随時やっていくというもの。この例外規定を適用するかどうかは法人の判断によるものなので、府がどうこう言えるものではないが、例えば、大阪国際平和センターについては、その展示物等の内容から、特定の価値観・歴史観や思想に偏ることなく、中立な運営が強く求められる法人と考えられるので、この法人が、公募によらず府 OB を就任させないといけない事由があると判断したときは、法人がこの例外規定を適用し、その都度、府に対して協議してくるといったことを想定。

4 点目について、現在の人的関与ポストにおいても、府の施策推進の観点等の必要性から、現職職員の派遣を続けているポストもあることから、そのような必要性が発生する場合には、審議会の意見を聴いた上で、現職派遣を行いたいと考えている。

5 点目について、「協議に同意」というのは、法人からの協議内容に府が同意しようとすることであり、記載内容を検討させていただく。

委員：例外事由①の例示として国際平和センターの説明があったが、やはりあらかじめ指定できると考える。その都度、公募の実施が困難と判断する方が曖昧で、可能な限り初めから決めておくべきではないか。公募のタイミングで、「価値観、歴史観に関わるので公募実施困難」とするのは、良くない。そのようなポストが大量にあるわけでもなく、途中で変更となる可能性はあると思うが、できるだけ事前に整理するべき。

事務局：例外事由①について、事前にポスト指定を行うかどうか、検討させていただく。

委員：現職職員の派遣は、制度が未整理のように感じる。特別な事由があるときに現職職員を派遣するのだと思うが、それが明確に書かれておらず、制度的に曖昧になっている。派遣が必要な場合もあると思うので、もう少し整理していただきたい。

公募を行っても候補者が決まらなかった場合に現職派遣をするのか、それとも、現職派遣するポストは公募手続きすらしめないのか、この資料では読み取れない。公募の手続きすらしめないということであれば、資料上では、公募の前に記載するべき。

事務局：人的関与ポストを廃止後、これまでも現職職員を派遣し続けているようなポストで、引き続き必要性があるものについては、まず現職職員の派遣ポストとして、審議会の意見を聴いた上で整理する。その後、現職職員を派遣するポスト以外については、基本的に公募になるが、その中でも、公募の例外事由に該当するようなときは、その都度、審議会に意見聴取や報告を行い、公募を実施しないという整理になる。資料の記載については、検討させていただく。

委員：「府が法人の役員ポストに新たに現職職員を派遣する」と記載されているが、「新たに」については、現職職員を派遣するポストを追加する場合ではなく、今までも府 OB 等を推薦していたポストに現職職員を派遣するという意味なのか。「新たに」というよりは、「引き続き」という方が正しいのか。

事務局：令和 7 年 4 月以降、順次公募を実施していくが、引き続き現職職員の派遣が必要なポストについては、来年度（令和 6 年度）に改めて、理由とともに審議会に意見聴取を行いたいと考えている。

委員：令和 7 年 4 月に一旦区切るとして、「改めて」という認識か。

事務局：そのとおり。

委員：今回、人的関与ポストを廃止して、原則公募という方向で検討されているが、役員の選任手続きについて伺いたい。役員については、株式会社の場合は最終的に株主が、財団法人は評議委員会が権限を持っている。例えば、公益財団法人大阪国際平和センターの業務執行理事が仮に公募になった場合、どのように決定するのか。

事務局：役員就任には、法人内での手続きが必要となり、例えば、財団法人であれば評議委員会などの手続きが、株式会社であれば株主総会などの手続きが必要になる。公募については、その候補者を選考するというかたちで公募を行い、候補者が決定した後に、評議委員会や株主総会など、法人内で手続きを行うことになる。なお、公募については、法人が府 OB を選考の対象にする場合に実施することになる。そのため、法人が、関係団体の方など、府 OB 以外の方を役員に就任させる場合や、非常勤の理事などに府の現職をあて職で就任させるような場合は、公募の対象から除くという整理をしている。

委員：資料を確認しても「候補者」という言葉が出てこないのので、正確に記載すべき。

委員：別の委員からも意見があったが、現職職員の派遣と公募との関係性がよく分からない。公募の例外事由の一つとして、現職職員を追加してはどうか。

また、公募の例外事由②について、「公募を実施したが応募がない」ことが、府 OB を役員に就任させる客観的に合理的な理由となるので、その後続く「府 OB を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき」という記載は不要と思う。また、再公募についてはどのように考えているのか。

事務局：現職職員の派遣を公募の例外事由に追加することについては、検討させていただく。

公募の例外事由②については、例えば、公募を実施して応募がなかった場合であっても、府 OB 以外の方を就任させるということも可能であり、府 OB を就任させたいときには、合理的な理由が必要ということから、この文言を入れている。再公募については、公募後の次の日から実施したとしても、おそらく応募がないという結果は変わらないため、例えば、1 年後に再公募を実施するということも含めて、この例外事由の適用のなかで判断していくものと考えている。

委員：例外事由②について、公募をしたが応募がなかった場合、法人自らが役員を選任することはできるのか。

事務局：公募の義務付けは、府 OB を選考対象にする場合であり、法人が府 OB 以外の方を役員に就任させる場合については、公募は義務付けられていない。

委員：必ず公募しなければならない、ということではないということか。

事務局：府 OB を選考対象にする場合には公募しなければならない、ということ。

委員：人的関与ポストの廃止後は「原則公募」となっているが、法人の役員候補者は法人が決める、ということが大前提となるのか。

事務局：そのとおり。

委員：法人が、候補者を公募でなく選ぶこともできるということか。

事務局：法人が、府OBを対象とせずに民間の方を選任したいというのであれば、法人の意思で公募をせずに候補者を選ぶことは可能。

委員：人的関与ポストは、これまで府関係者が関わってきていることから、人的関与ポストを廃止した場合には、法人が役員の候補者を選ぶという大原則まで戻るのではなく、原則公募にするということではないのか。もし大原則まで戻り、法人の判断でいいということにするのであれば、この資料では読み違いしてしまう。原則公募という言葉を使うと誤解が生じる。

事務局：人的関与ポスト廃止後については、これまで人的関与を外したポストと同様、府OBを選考の対象とする場合には、公募を義務付けるというもの。誤解を生むという、委員の指摘を踏まえ、表現を修正させていただく。

委員：何が原則で、何が例外なのか、誤解が生じないように分かりやすく記載いただきたい。公募についても天下り批判への対応ということでは理解するが、逆に、行政の手腕や知識、経験をもっと活かすべきとも思う。そうしたものが全く入らないとなると、府民は不安になるのではないかとも思う。

(2) 役員報酬制度について

資料2、3に基づき、事務局より説明

委員：資料3の各法人の新報酬基準額だが、昨今、世界的にも日本でもインフレ傾向にある中、一般的な上場会社やある程度の規模の非上場会社の代表や専務、常務の報酬と比較しても高過ぎるものではないと思う。今回の見直し案では、報酬基準額を一律30万円引き上げる内容となっているが、その場合、現行報酬基準額が1,050万円の場合だと約3%、700万円の場合は約4%と、引き上げ率が異なることとなる。

事務局：報酬基準の引き上げ率の相違については事務局としても認識している。引き上げ率を揃えると、現行の報酬基準額が高い方が見直し後の額が高くなる。報酬水準の底上げという部分も考え、今回の見直し案とした。

委員：報酬基準額は次の再点検までの2、3年程適用するが、国の物価安定目標が前年比上昇率2%であることを単純に考えると、3年で上昇率は6%。それに照らすと、この引き上げ率の相違も個人的な所感としては許容範囲であると考え。

委員：本見直し案については、各委員異論はないとして審議会の意見とすることで良いか。

各委員：異議なし。